

議案第80号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年9月13日

三朝町長（吉田秀光）

平成14年9月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であつて、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため町内に住所を有するに至った被保険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村内に住所を有していたと認められる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため、他の市町村内に住所を有するに至った被保険者であつて当該措置が採られた際現に町内に住所を有していたと認められた者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条による医療の給付を受	第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であつて、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため町内に住所を有するに至った被保険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村内に住所を有していたと認められる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため、他の市町村内に住所を有するに至った被保険者であつて当該措置が採られた際現に町内に住所を有していたと認められた者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条による医療の給付を受

